

平井竜一前逗子市長を公務員職権濫用罪及び地方公務員法違反その他の
違反で告発する件に関する陳情

[陳情の趣旨]

目前に市民の信任を仰ぐ市長選挙が迫っている平成30年11月1日に市長が医療法人社団葵会と覚書を交わした事は職権濫用であり、地方公務員法違反である。

[陳情の理由]

- 1) 目前に市民の信任を仰ぐ市長選挙が迫っている平成30年11月1日に平井竜一前逗子市長が医療法人社団葵会と覚書を交わした事は公務員職権濫用にあたる。
- 2) 平井竜一氏は、誠実、公正に職務を遂行する地方公務員としての義務を怠った。
- 3) 覚書において、期限付きであった許可病床数確保の条件を無期限に改めた事は、既存の医療機関を無視する行為であり、公正ではない。
- 4) この覚書変更は、三浦半島地区の全ての医療機関に影響を及ぼすものであり、三浦半島地区の医師会及び医療機関の権利を蹂躪していることから、逗子市の名を貶める行為である。
- 5) 覚書第2条の開設目的にある、横須賀・三浦二次保健医療圏の安定的な医療体制の構築は、既存の三浦半島地区医療機関の努力によって既に達成されている事であり、そのことを勘案しないのは三浦半島地区における医療機関の名誉を著しく傷つけるものである。

以上

令和2年2月10日

神奈川県逗子市桜山4丁目1番20号

医療法人社団則天会

理事長 田宮秀次郎



逗子市議会議長 御中

